

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	10
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (農業施設管理課)	10
○土地改良区連合の役員の就任の届出..... (農業施設管理課)	10
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	10
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	10
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	11
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	11
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	12

公表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定..... (維持管理防災課)	13
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	13
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	14
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件).....	15

告示

北海道告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和元. 5.28 しろがね土地改良区

同元. 5.29 共和土地改良区

北海道告示第407号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、由仁土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和元年6月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

就任年月日 理事・監事の別氏名住所
令和元. 5.24 理事 飯田修久 夕張郡由仁町本三川313番地

北海道告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和元年6月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所
西幌 農業用排水施設、区画整理 北海道空知総合振興局
池田北部東 農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理、除礫 北海道十勝総合振興局

北海道告示第410号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 完了年月日

上湧別 客土
同 除磔

平成29.11.30
同

北海道告示第411号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字婦美町406・字婦美434（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第412号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第413号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 留萌郡小平町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上士幌町役場の掲示場に掲示した。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第354号
- 2 所在が不明な者 川上 英幸

北海道告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌内末広（0-69-435）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内末広町、幌内町1丁目、幌内町2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌内住吉（〈3〉-0-222-222-1593）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内住吉町、幌内初音町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
新栄町（〈3〉-0-222-222-1001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
三笠市幌内北星町、幌内金谷町、幌内春日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
知津狩の沢2の沢（Ⅱ-03-1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市八幡町高岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
発足（0-9-9）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市厚田区別狩、厚田（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安瀬（0-10-10）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市厚田区安瀬（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 地滑り
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
安瀬(2)（0-67-433）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市厚田区安瀬、厚田（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
送毛(2)（0-30-30）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市浜益区送毛（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石狩八幡町1（Ⅱ-0-207-207）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市八幡町高岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石狩八幡町2（Ⅲ-0-169-169）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市八幡町高岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石狩高岡（Ⅲ－0－170－170）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市八幡町高岡、五の沢（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
五の沢右の沢（Ⅰ－03－1110）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市八幡町高岡（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和元年6月7日

北海道知事 鈴木直道

水系名 河川名 閲覧場所
一級河川十勝川 芽室川 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室維持管理課及び事業室事業課

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年6月7日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪ドーザ（11 t 汎用） 1台

イ 除雪トラック（10 t 級6×6専用型） 1台

ウ ロータリ除雪車（1.3m/700 t） 1台（交換契約によりロータリ除雪車（80PS）1台及び草刈装置を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。）

エ ロータリ除雪車（2.2m/2,300 t） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア (1)のア及びイ 令和2年3月27日（金）

イ (1)のウ及びエ 令和2年3月25日（水）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。

(6) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者

であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年6月7日（金）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議・入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

- (2) 入札日時 令和元年7月17日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(7)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Snow Removing Tire Dozer (11 tons class) Quantity 1
b Snow Removing Truck (10 tons class, 6×6) Quantity 1
c Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
d Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 17, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 16, 2019)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道オホーツク総合振興局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年6月7日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

空港用スノースイーパー（自走式） 2台（空港用スノースイーパー（自走式）2台と交換）

2 落札を決定した日

令和元年5月24日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 第一実業株式会社

(2) 住所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地

- 4 落札金額
103,560,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成31年4月12日付け北海道オホーツク総合振興局告示第70号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁渡島教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年6月7日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 校内LANサーバ（函館市部地区） 3台
- イ 校内LANサーバ（函館市外地区） 3台
- ア及びイは、それぞれの入札とする。

(2) 調達する物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 令和元年9月30日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてい

ることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年6月7日（金）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（最終日の正午まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和元年7月2日（火）午前10時（送付による場合は、同月1日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 道立学校パーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式
- イ 予定時期 令和元年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年1月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第6号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ (<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
a Campus LAN server (Hakodate City Area) 3 sets
b Campus LAN server (Outside Hakodate City Area) 3 sets
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 2, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 1, 2019)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
令和元年6月7日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

- ア 学習用システムパーソナルコンピュータ等一式賃貸借契約 174台
イ 学習用システムパーソナルコンピュータ等一式賃貸借契約 211台
ア及びイについては、それぞれの入札による。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 限 令和元年8月31日（土）
(4) 契 約 期 間
ア 1の(1)のア 令和元年9月1日から令和7年8月31日まで 6年間
イ 1の(1)のイ 令和元年9月1日から令和6年8月31日まで 5年間
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所

- ア 1の(1)のア
(ア) 北海道旭川東高等学校 (普通科用：48台)
(イ) 北海道旭川西高等学校 (普通科用：42台)
(ウ) 北海道旭川北高等学校 (普通科用：42台)
(エ) 北海道士別翔雲高等学校 (普通科用：42台)
イ 1の(1)のイ
(ア) 北海道旭川南高等学校 (総合学科用：43台)
(イ) 北海道旭川商業高等学校 (職業科用：42台)
(ウ) 北海道旭川工業高等学校 (職業科用：84台(42台×2))
(エ) 北海道下川商業高等学校 (文書処理用：42台)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年6月7日(金)から同月27日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階302号会議室(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和元年7月18日(木)午前10時(送付による場合は、同月17日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁上川教育局のホームページ(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5862

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of Personal Computer 174 1 set

b Lease of Personal Computer 211 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 18, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 17, 2019)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone : 0166-46-5862

正誤

○令和元年5月31日(本号第8号)

北海道監査委員告示第2号(北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

84 左 11

誤 事務局内外の

正 事務局内外との